（規格は、日本工業規格B列八番とする。）

表

第　　号

官職　氏　　名

農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第二十九条第二項の規定による身分証明書

平成　年　月　日交付

農林水産大臣　印

有効期間　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

裏

農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜すい）

（業務の監督）

第二十九条　農林水産大臣は、必要があると認めるときは、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し報告書若しくは帳簿書類等の提出を求め、又はその職員に、受託者の信託事務の処理の状況若しくは財産の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が検査をする場合には、別記様式による身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。